

字（地名）変更による  
会社等の変更登記の手引

上 越 市

## 目 次

1	まえがき .....	1
2	このような場合に手続が必要です .....	1
3	会社等変更登記の期間（いつまでに） .....	1
4	登録免許税 .....	1
5	本店等の所在地の表示が変更になった場合 .....	1
6	支店等の所在地の表示が変更になった場合 .....	3
7	代表者の住所の変更について .....	4
8	法人所有の不動産等の名義人住所の変更について .....	5
9	申請書記載にあたってのお願い .....	6
	<b>【参考資料】</b> 登記申請書の記載例 .....	7～12

## 1 まえがき

字の変更が実施されると、その区域内の会社（法人）の本店（主たる事務所）や支店（従たる事務所）の所在地又は個人の住所が変更されますので、次のような場合には、管轄の法務局に対して変更登記の申請をしていただくことになります。

変更登記の申請をしないと、登記簿上の本店等の所在地や代表者の住所の表示が旧住所のままとなり、資格証明や印鑑証明を請求する際に支障となる場合がありますので、速やかに手続をお願いします。

## 2 このような場合に手続が必要です

- (1) 会社の「本店」及び「支店」の所在地又は会社以外の法人の「主たる事務所」、「従たる事務所」の所在地の表示が変更になった場合。
- (2) 株式会社の代表取締役、特例有限会社の取締役及び監査役、合名会社、合資会社、合同会社の社員、支配人を置いた営業所及び支配人の住所、一般社団・財団法人の代表する理事や協同組合の代表理事等登記されている各種法人の代表者の住所の表示が変更になった場合。

## 3 会社等変更登記の期間（いつまでに）

- (1) 本店（主たる事務所）所在地においては 平成 26 年 11 月 1 日から 2 週間以内
- (2) 支店（従たる事務所）所在地においては 平成 26 年 11 月 1 日から 3 週間以内

## 4 登録免許税

登録免許税は、通常登録免許税が課せられる会社及び一部の法人であっても「字の名称変更証明書」を添付すれば免除されます。

※「字の名称変更証明書」が不足する場合は、平成 26 年 11 月 4 日以降（11 月 1 日から 3 日は市役所閉庁日のため）市役所市民課、南・北出張所、各総合事務所において無料で発行いたしますので請求ください。

## 5 本店等の所在地の表示が変更になった場合

### (1) 手続

- ① 新潟県内の本店所在地の管轄法務局は新潟地方法務局となりますので、申請する場合は、会社変更登記申請書に必要事項を記載し、同封の「字の名称変更証明書」を添付して新潟地方法務局へ提出してください。（郵送でも差し支えありません。その際には「法人登記申請書在中」と明記し書留郵便等で送ってください。）

- ② 支店等が新潟県以外にある場合は、①の申請書に「支店所在地とそれを管轄する法務局名」「支店所在地での登記すべき事項」を記入し、手数料として支店所在地を管轄する法務局1庁当たり300円の収入印紙を貼れば、1回の申請で全ての法務局での登記が完了します。（これを本支店一括申請といいます）  
※登録免許税は不要ですが、手数料は必要です。

## (2) 例

### ①支店等がない場合

上越市大字下門前234番地5にある「〇〇商事株式会社」の所在地が、字の変更により、上越市下門前234番地5に変更になった場合（記載例1参照）

ア 必要書類 会社変更登記申請書 1通

本店の字の名称変更証明書 1通

※委任状 1通(代理人が申請する場合のみ必要。記載例5参照)

イ 申請人 代表取締役

ウ 登記期間 2週間以内

エ 申請書提出先 新潟地方法務局

### ②支店等がある場合

上越市大字下門前234番地5にある「〇〇商事株式会社」の所在地が、上越市下門前234番地5に変更になった場合、新潟地方法務局管轄外の、例えば横浜市〇〇町〇番地にある「〇〇商事株式会社横浜支店」における手続に必要な書類等は、次のとおりです。

ア 本店における手続（記載例2参照）

手続に必要な書類と申請書提出先は①と同じです。

手数料として300円の収入印紙を申請書に貼ってください。

(記載例4参照)

※収入印紙には割印をしてはいけません。

イ 支店における手続

新潟地方法務局での登記完了後、新潟地方法務局から横浜地方法務局へ通知書が送信され、横浜地方法務局での登記が完了します。

※本店・支店とも今回の字の変更実施区域内にある場合は、同一の会社変更登記申請書で申請できます。この場合、字の名称変更証明書は、本店・支店分それぞれ添付してください。

※本店・支店とも新潟県内にあり、本店のみ今回の字の変更実施区域内にある場合は、その支店における手続の必要はありません。

## 6 支店等の所在地の表示が変更になった場合

### (1) 手続

- ①「会社変更登記申請書」と「字の名称変更証明書」を本店に送ります。
- ②本店で①の書類に記入して本店所在地の管轄法務局に申請します。本店が新潟県外にある場合は、本支店一括申請の方法により申請すると、新潟地方法務局での支店変更登記も完了します。手数料は300円です。  
※本店・支店とも新潟県内にあり、支店のみ今回の字の変更実施区域内にある場合は、新潟地方法務局法人登記部門への手続で完了します。

### (2) 例

上越市大字下門前234番地5にある、△△商事株式会社上越支店の所在地が、上越市下門前234番地5に変更になった場合

☆本店（東京都千代田区永田町5丁目6番7号）

☆上越市にある支店（上越市下門前234番地5）

☆他市及び他県にある支店（新潟市△△町〇〇番地、横浜市〇〇区〇〇町〇番地）は手続の必要はありません。

#### ①本店における必要書類等（記載例3参照）

ア 必要書類 会社変更登記申請書 1通

字の名称変更証明書 1通

※委任状 1通（代理人が申請する場合のみ必要。記載例5参照）

イ 申請人 代表取締役

ウ 登記期間 2週間以内

エ 申請書提出先 本店所在地管轄法務局（東京法務局）

オ 登記手数料 300円

収入印紙を申請書に貼ってください。（記載例4参照）

※収入印紙には割印をしてはいけません。

#### ②上越市にある支店における手続

東京法務局での登記完了後、東京法務局から新潟地方法務局へ通知書が送信され、新潟地方法務局での登記が完了します。

## 7 代表者の住所の変更について

### (1) 手続

「会社変更登記申請書」と代表者の「字の名称変更証明書」を本店所在地の管轄法務局である新潟地方法務局へ提出してください。

なお、支店においては代表者の住所変更の必要はありません。

### (2) 例

上越市〇〇町に本店があり、〇〇県△△市〇〇町〇番地に支店がある「〇〇 商事株式会社」の代表取締役「上越一郎」さんの住所が、上越市大字下門前234番地5から上越市下門前234番地5に変更になった場合、手続に必要な書類等は次のとおりです。

#### ① 本店における必要書類等（記載例1参照）

ア 必要書類	会社変更登記申請書	1通
	字の名称変更証明書	1通

※委任状 1通(代理人が申請する場合のみ必要。記載例5参照)

イ 申請人 代表取締役

ウ 登記期間 2週間以内

エ 申請書提出先 新潟地方法務局

※本店所在地と代表取締役住所の両方とも今回変更になる場合は、1つの申請書に両方とも記載しても差し支えありません。

#### ② 支店における手続の必要はありません。

## 8 法人所有の不動産等の名義人住所の変更について

会社等の本店の所在地の表示が変更になった場合で、その会社等が土地建物等の不動産、財団等を所有している場合及び不動産に関するその他の権利（抵当権等）を所有している場合は変更登記の申請をしてください。

### (1) 手続

「登記申請書」に必要事項を記載し不動産所在地の管轄法務局へ提出してください。

不動産所在地の管轄法務局に本店がない場合は、法務局で「会社の登記簿の履歴事項全部証明書」を取得し、上記申請書に添付して、不動産所在地の管轄法務局へ提出してください。

※履歴全部事項証明書は法務局上越支局でも取得できます。1通600円です。

### (2) 例

上越市大字下門前234番地5にある「〇〇商事株式会社」の所在地が上越市下門前234番地5に変更になり、かつ不動産を所有している場合、手続に必要な書類等は、次のとおりです。

#### ①本店の所在地変更手続

※必ず会社等の変更登記を先に済ませてから手続を行ってください。

#### ② 所有不動産の「名義人住所」の変更（記載例6参照）

##### ア 必要書類

- ・ 登記申請書 1通
- ・ 本店所在地の変更登記をしたこと及び代表取締役の資格を証する会社の**登記簿の履歴事項全部証明書** 1通

※不動産所在地に本店がある場合には不要です。その場合は（添付省略）と書いてください。この例では法務局上越支局管轄の上越市及び妙高市に不動産を所有している場合です。

イ 申請人 代表取締役

ウ 登記期間 期間の定めはありません。

エ 申請書提出先 不動産を管轄する法務局（支局及び出張所）

### (3) 注意事項

不動産の所在地によって登記申請書の提出先が異なります。法務局の管轄は法務局ホームページでご確認ください。

上越市に本店がある会社の登記は、新潟の法務局で取り扱われますが、新潟の法務局管内（新潟市等）に不動産があっても、会社の証明書は省略できません。

## 9 申請書記載に当たってのお願い

- (1) 申請書はA4の用紙に記載し、添付書類と共に左綴じにして提出してください。  
紙質は長期間保存できる丈夫なもの（上質紙等）にしてください。
  - (2) 申請書には法務局で受付番号シールを貼りますので、1枚目は上部に5cmの余白を設けてください。
  - (3) 字は、パソコン（ワープロ）で作成するか、インク、黒色ボールペン等で、はっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。  
また、印鑑は鮮明に押印してください。
  - (4) 申請書の参考様式は、法務省のホームページからダウンロードできます。
  - (5) 郵送による申請も可能です。封筒の表に「不動産又は法人登記申請書在中」と記載の上、書留郵便等で送付して下さい。
  - (6) 法務局の住所は次のとおりです。
    - <商業・法人>
      - ・新潟地方法務局 法人登記部門
      - 〒951-8504 新潟市中央区西大畑町 5191 番地 電話 025-226-0955
    - <不動産>
      - ・新潟地方法務局 上越支局
      - 〒943-0805 上越市木田二丁目 15 番 7 号 電話 025-524-4181（登記部門）
- ※その他の法務局は法務局ホームページをご覧ください。



<記載例 1 > 本店の所在（又は代表者の住所）が変更になった場合に本店所在地の法務局で行う登記の例

## 株式会社変更登記申請書

1 商号 ○○商事株式会社（登記されている会社の名称）

1 本店 新潟県上越市大字下門前234番地5（本店の旧住所）

1 登記の事由  
字の名称変更による本店所在地の変更  
（字の名称変更による代表取締役の住所変更）

1 登記すべき事項  
（本店の場合）  
平成26年11月1日変更  
変更後の本店 新潟県上越市下門前234番地5（新住所を記入）

（代表取締役の住所の場合）  
平成26年11月1日住所変更  
代表取締役 上越一郎の住所  
新潟県上越市下門前234番地5（新住所を記入）

1 登録免許税  
登録免許税法第5条第5号により免除

1 添付書類 変更証明書 1通 ※市役所発行の字の名称変更証明書

（本店と会社代表者両方の住所変更を申請する場合は本店と代表者それぞれ1通ずつの字の名称変更証明書が必要です。）

委任状 1通（代理人が申請する場合のみ必要。記載例5参照）

上記のとおり登記の申請をします。

平成 年 月 日 （法務局への提出日を記入）

申請人 本店 新潟県上越市下門前234番地（会社の新住所）

商号 ○○商事株式会社（会社の名称）

代表取締役 住所 新潟県上越市下門前234番地（代表者の新住所）

氏名 上越一郎 ㊞（法務局に届出してある印鑑を鮮明に押印。  
代理人で申請する場合は押印不要）

連絡先の電話番号 ○○○○-○○-○○○○（※日中の連絡先）

新潟地方法務局 御中（申請書を提出する法務局）

申請代理人

住所 新潟県上越市□□町○○番地

（委任状を添付した場合のみ記入。委任状には法務局に届出してある印鑑を鮮明に押印してください。）

氏名 頸城 太郎 ㊞

<記載例 2 > 本店の所在が変更になった場合に、支店分も併せて本店所在地の法務局で行う登記の例  
(本支店一括申請)

## 株式会社変更登記申請書

- 1 商号 ○○商事株式会社 (登記されている会社の名称)
- 1 本店 新潟県上越市大字下門前234番地 (本店の旧住所)
- 1 支店 ○○県△△市○○町○番地 (○○地方法務局管轄)
- 1 登記の事由  
字の名称変更による本店の変更
- 1 登記すべき事項  
(本店所在地登記所)  
平成26年11月1日変更  
本店 新潟県上越市下門前○○○番地 (本店の新住所を記入)  
(支店所在地登記所)  
平成26年11月1日変更  
本店 新潟県上越市大字下門前234番地 を  
新潟県上越市下門前234番地 に変更
- 1 登録免許税 登録免許税法第5条第5号により免除
- 1 登記手数料 金300円
- 1 添付書類 変更証明書 1通 ※市役所発行の字の名称変更証明書  
委任状 1通 (代理人が申請する場合のみ必要。記載例6参照)
- 上記のとおり登記の申請をします。  
平成 年 月 日 (法務局への提出日を記入)  
申請人 本店 新潟県上越市下門前234番地 (会社の新住所)  
商号 ○○商事株式会社 (会社の名称)  
代表取締役 住所 新潟県上越市下門前234番地 (代表者の新住所)  
氏名 上越 一郎 ㊞ (法務局に届出してある印鑑を鮮明に押印。  
代理人で申請する場合は押印不要)  
連絡先の電話番号○○○○-○○-○○○○ (※日中の連絡先)

新潟地方法務局 御中 (申請書を提出する法務局)

申請代理人

住所 新潟県上越市□□町○○番地

(委任状を添付した場合のみ記入。委任状には法務局に届出してある印鑑を鮮明に押印してください。)

氏名 頸城 太郎 ㊞

<記載例 3> 支店の所在が変更になった場合に本店所在地の法務局で行う登記の例  
(本支店一括申請)

## 株式会社変更登記申請書

- 1 商号           △△商事株式会社（登記されている会社の名称）
- 1 本店           東京都千代田区永田町5丁目6番7号
- 1 支店           新潟県上越市大字下門前234番地（新潟地方法務局管轄）
- 1 登記の事由    字の名称変更による支店の変更
- 1 登記すべき事項  
    （本店所在地登記所）  
    平成26年11月1日変更  
  
    新潟県上越市大字下門前234番地 の支店の変更（支店の旧住所）  
    変更後の支店 新潟県上越市下門前234番地（支店の新住所）  
  
    （支店所在地登記所）  
    平成26年11月1日変更  
    新潟県上越市大字下門前234番地 の支店を  
    新潟県上越市下門前234番地 に変更
- 1 登録免許税    登録免許税法第5条第5号により免除
- 1 登記手数料    金300円
- 1 添付書類      変更証明書   1通 ※市役所発行の字の名称変更証明書  
                  委任状        1通（代理人が申請する場合のみ必要。記載例5参照）

上記のとおり登記の申請をします。

平成 年 月 日 （法務局への提出日を記入）

申請人 本店 東京都千代田区永田町5丁目6番7号

商号 △△商事株式会社

代表取締役 住所 東京都港区南青山〇丁目〇〇番〇〇号

氏名 田中 一郎 ㊟（法務局に届出している印鑑を鮮明に押印。

代理人で申請する場合は押印不要）

連絡先の電話番号〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 （※日中の連絡先）

東京法務局 御中（申請書を提出する法務局）

申請代理人

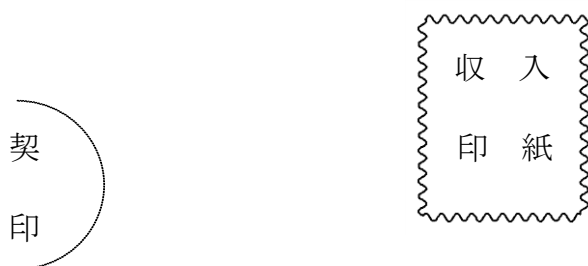
住所 新潟県上越市□□町〇〇番地

（委任状を添付した場合のみ記入。委任状には法務局に届出している鮮明に印鑑を押印してください。）

氏名 頸城 太郎 ㊟

<記載例 4 > 本支店一括申請する際の収入印紙（手数料）貼付台紙

収入印紙貼付台紙



(注) 収入印紙には割印をしないで貼ってください。

登記申請書（収入印紙貼付台紙を含む）は、各ページに契印してください。

契印には、申請書に押印した印鑑と同一の印鑑を使用してください。

<記載例 5> 委任状

## 委 任 状

私は、新潟県上越市□□町○○番地 頸城太郎 に下記のことを委任します。

記

平成26年11月1日字の名称変更に伴う本店及び代表取締役の住所（変更する事由を具体的に記載）変更登記を管轄法務局に代理して申請する一切の権限

平成 年 月 日

（委任した日を記入）

（本店又は主たる事務所） 新潟県上越市下門前○○○番地

（新住所を記入）

（商号又は名称） ○○商事株式会社

（代表者の資格・氏名） 代表取締役 上越一郎 ⑩

（法務局に届けてある印鑑を鮮明に押印してください。）

<記載例6> 新潟県上越市下門前234番地の土地及び建物を所有している〇〇商事株式会社の所在地の表示が下門前234番地に変更になった場合

## 登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更  
原因 平成26年11月1日 町名変更  
変更後の事項 本店 上越市下門前234番地  
申請人 住所 上越市下門前234番地  
〇〇商事株式会社  
代表取締役 上越 一郎 ㊟  
連絡先の電話番号〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

添付書類 (字の名称変更証明書省略) (資格証明書省略)  
平成 年 月 日申請 新潟地方法務局上越支局  
登録免許税 登録免許税法5条第5号により免除  
不動産の表示

所在	上越市下門前
地番	234番
地目	宅地
地積	1230.50㎡
所在	上越市下門前234番地
家屋番号	234番
種類	事務所
構造	木造 スレートぶき2階建
床面積	1階 165.36㎡
	2階 58.38㎡

共有の場合、変更後の事項に「共有者〇〇商事株式会社の本店」と記載する。

字の名称変更証明書、資格証明書(登記簿謄本又は登記事項証明書)は、不動産所在地に本店がある場合には不要。不動産が他管轄法務局にある場合は、作成後3か月以内の会社の登記事項証明書を添付してください。

※登記事項証明書のとおり正確に記載してください。

○字の変更についてのお問い合わせ

〒943-8601

上越市木田一丁目1番3号

上越市役所 自治・市民環境部 市民課

電話 526-5111 内線 1128

○会社等の変更登記についてのお問い合わせ

〒951-8504

新潟市中央区西大畑町5191番地

新潟地方法務局 法人登記部門

電話 025-226-0955